

平成31年 第3回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年 2月14日（木）午前9時45分

場 所：教育委員会室

平成31年2月14日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第10号議案

「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定について

第11号議案及び第12号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 第10期東京都生涯学習審議会建議（「地域と学校の協働」を推進する方策）について
- (2) 東京都中学校英語スピーキングテストについて
- (3) 「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について
- (4) 北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置候補地について
- (5) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第3回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外3社からの取材と、14名の傍聴の申込みがございました。また、NHK外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月10日の第1回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回1月31日の第2回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第11号議案及び第12号議案並びに報告事項（5）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）第10期東京都生涯学習審議会建議（「地域と学校の協働」を推進する方策）について

【教育長】 それでは、報告事項（1）第10期東京都生涯学習審議会建議（「地域と学校の協働」を推進する方策）について、地域教育支援部長、説明をお願いします。

【地域教育支援部長】 報告資料（1）第10期東京都生涯学習審議会建議について御報告させていただきます。2ページを御覧ください。第10期東京都生涯学習審議会が平成29年7月に発足し、平成31年1月末まで、「地域と学校の協働を推進する方策について」をテーマに審議を続けてまいりました。昨年2月に中間のまとめを報告し、その後、「地域の人々の交流拠点としての学校機能向上を図る取組」と、「都立学校等における地域と学校の協働の在り方及び具体的取組」について審議を進め、本年2月5日に生涯学習審議会会長から中井教育長に対し、建議が提出されました。

3ページを御覧ください。今回の建議では「中間のまとめ」の内容を踏まえ、持続可能な地域コミュニティづくり、元気高齢者の社会参加を促進する、地域教育の必要性を提示するとともに、地域コミュニティづくりの拠点としての学校の機能に着目し、その機能向上に関する考え方を整理するほか、都立学校における地域と学校の協働を推進する意義及び今後の取組の考え方を整理していただきました。

そして、その審議内容を踏まえ、二つの施策の提案を行っております。一つ目が、学校敷地内に元気高齢者をはじめとした地域交流の拠点を設置することです。二つ目

が、不登校等課題を抱える都立学校生への学びのセーフティネットづくりであり、具体的には、生徒が安心して生活や進路について相談できる居場所を学校外に設置するという提案です。4ページを御覧いただきますと、今回の建議の章構成がございます。

5ページを御覧ください。第1章では「中間のまとめ」を踏まえ、教育をめぐる社会情勢の変化を指摘した上で子供たちが健やかに成長を遂げるためには、学校・家庭・地域住民の連携による社会総掛かりの取組が必要であることを指摘しています。そして現在区市町村で展開している地域学校協働活動の実施状況の課題を整理しました。

6ページを御覧ください。その上で、人口減少・高齢化の進展に際して、元気高齢者の社会参加をはじめとして、持続可能な地域社会づくりのためには、地域の多様な社会資源をネットワーク化することで、地域学校協働活動をつくり出していくことの必要性を指摘しています。

7ページを御覧ください。第2章では、小中学校区レベルでの「地域と学校の協働」の在り方について述べています。ここでは、ダイバーシティがあふれる地域コミュニティの形成のためには、学校が地域コミュニティの拠点としての機能を高めていくことが重要であると指摘しています。

8ページを御覧ください。この考え方を具現化するために、区市町村と連携して、地域交流の拠点としての学校の機能の向上に関する研究開発事業を実施することを提案しています。具体的には、学校敷地内に元気高齢者をはじめとした地域住民の交流拠点として、「コミュニティハウス」を設置し、ここを拠点に学校支援、放課後活動支援、高齢者の教育参加、高齢者をはじめとした地域住民向け生涯学習講座などに取り組んでいき、このことを通じて、地域コミュニティにおいて子供から高齢者に至る多世代間交流を活性化させていこうというものでございます。この地域交流拠点の運営を維持していくためには、事務局が常時設置されていることが望ましく、その中核としての役割を担うのが、地域コーディネーターであると考えております。

9ページを御覧ください。第3章では、都立高校等における「地域と学校の協働」の進め方についての整理を行いました。高校の場合には、地域コミュニティにおける協働といっても、その高校が存立している地域との関わり合いだけではなく、高校生

は今後の社会を担う人材として成長していく上でも、企業やNPOといった、いわゆるテーマ型のコミュニティとの関わりが重要になってくることを指摘しています。そこで、企業・NPO等と都立高校との協働を通じ、都立高校生の社会的・職業的自立を目指したプログラム事業の充実について、成年年齢の引下げに伴う対応や、オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承していくといった新たな観点を踏まえた提案を頂いております。

10ページを御覧ください。これらのほか、学校生活を送る上で、様々な困難を抱えている高校生に対し、個に応じた支援の視点から、自立をサポートしていく取組の充実についても提案されています。具体的には平成28年度に施策化した、都立学校自立支援チーム派遣事業の更なる充実についての提案が行われております。

11ページを御覧ください。これらに加え、高校生の個に応じた支援の取組を更に充実させるための取組が提案されています。不登校等の課題を抱えた生徒や都立高校通信制課程の生徒をはじめとした、学校生活を送る上での困難を抱えている生徒たちが高校を退学することなく、卒業に導くための緩やかな支援の仕組みの創設について提案しています。具体的には、同じ悩みを抱える生徒同士が交流し、生徒が安心して生活や進路について相談できるセーフティネット機能を持つ居場所づくりの必要性について指摘しています。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【遠藤委員】 東京都全体の基本計画の中でも、地域との連携ということがうたわれているわけですが、生涯学習審議会の中でこういう形で焦点を当てて、地域社会と学校との一体的な運営、両方ウィンウィンの関係になれば良いなと思っております。いろいろな取組についてはそのとおりだと思うのですが、ただ、こういうことをやっている他の地域での先進的な事例の中で、負の側面というものもいろいろ出てきていると思うのです。例えば、高齢者による学校支援というようなことも、この中に入っていますが、その中には、例えば、元気高齢者という表現がありましたけれども、モンスターペアレンツという言葉がよく言われております。同じようにモンスタ

一の高齢者というのもいるわけで、学校の中に入り込んできて、むしろ地域と学校との交流のマイナスになるような行動も見受けられるというような事例もあるかと思うのです。そういうようなことも、先進的などいいますか、前例があると思うので、どんなことが起こっているのか、あるいはそれに対してどうそういった地域、あるいは学校では対応しているのかというようなものも研究していただいて、そうしたものの負の側面への対応についても是非検討しておいていただければと思います。全体としては、大きな流れとして、このとおり推進していただければと思います。

それから、都立高校について、学びのセーフティネットに重点が置かれており、教育振興基本計画の中でもうたわれておりますので、ここであえてうたわなくていいと思うのですが、やはり、都立高校生に対する地域の期待というのは防災という観点で、ここにもありますように地域がどうしても高齢化してくるとなると、例えば昼間時における災害というようなことが起こった場合に、都立高校生の役割の重要性というのは前から指摘されて、そのための訓練も行われています。この生涯学習審議会の地域と学校との協働というような方向、これを打ち出す中で、やはり都立高校生の役割の中に、学びのセーフティネットの受け皿としての地域ということではなく、逆に、都立高校生が地域に対して機能する役割という観点で、その一つの象徴としての防災という観点があろうかと思います。これはもう当たり前のことであえて取り上げていないのだからと理解しましたけれども、その辺についても頭の中に置いておいていただければと思います。

【地域教育支援部長】 まず、負の側面でございますが、確かに、いろいろな事例があることは私どもも、いろいろな調査で調べた結果、出てきております。8ページを御覧ください。ここには地域コーディネーターの機能について書かれています。できれば、こういう地域活動に関わる住民等の関係はコーディネーターに対応してもらえればと思っております。例えば、校長先生が、様々な場所に話合いに行かなければいけないという状況ですと、時間や手間が取られますし、最終的な調整も時間軸によって違って来たりしますので、地域コーディネーターを配置して、専門的にやってもらえるように、できたらなと思っております。地域ごとにいろいろな課題がありますので、それをここで吸収してもらえればと考えております。

あと、都立高校生の話ですが、委員がおっしゃるように、防災の観点というのも際立って書き込んでごさいません。今回の建議は、どちらかというところ、地域交流という点に特化した部分をごさいまして、防災について直接書いてごさいませんが、決してそれが頭の片隅から抜けているわけではごさいません。

【北村委員】 是非地域社会の様々なリソースをこういう形で活用して、学校教育が更に質を高めていくことが期待されると思います。今、お話に出てきました地域コーディネーターに関して、やはりそういった役割を果たせる方の人材を確保するというのとは一つの課題になってくると思います。そこで何か今、方策として検討されていることがありますか。例えば、個人的に考えてみますと、退職教員の活用というのが学校の中でこれから更に進んでいくのかなと思うのです。例えば、元校長先生のような方々というのは、在職中に、かなり地域との連携で様々な経験をされたり、ネットワークをつくられていると思います。場合によってはそういった元校長先生のような方とか、それぞれの能力に応じて、また、地域のニーズに応じてということになりますので、一概にそういった方たちだけがいつも良いとは思えませんが、幾つかこう考える手立ては必要なのかなと思います。地域コーディネーターの人材をどういうふうに確保して、その方々に適切な研修等の場とかそういったものをどう提供していくのかということを確認したいと思います。

もう一点は、「学びのセーフティネット」で、やはり生涯学習社会を実現していく中で、この再就学というのは非常に大事だと思います。リカレント教育というのは、どちらかというところ、社会に出た方々にもう一度学び直す機会をとということで、大学などが中心で考えられてきましたけれども、高校の中でも特に職業課程では社会のニーズに即した教育を受ける、また、そういう機会になるのかなと思います。そういう観点も踏まえて、高校でいかに再就学を促していくのかという、そういう魅力がありますよということを社会に発信することも大事かなと思います。

【地域教育支援部長】 まず、地域コーディネーターの人材についての話ですが、校長先生なり、学校関係でお仕事をされた方というのは、学校の成り立ちというのをよく分かっているので非常に期待される人材です。学校以外にも、地域の視点から、長くいろいろと地域を見てきた方、最近この地域に来たけれども活動してみたいとい

う方、こういう方々も十分候補者になり得ると思っております。良い地域コーディネーターが入ることによってコーディネート機能が高まるということになると思うのですが、今回の予算では、地域コーディネーターは学校ごとにあると一応考えまして、そのほかに、それを束ねる段階で、区市町村で、統括コーディネーターというものを置いて、全体で情報交換の機会や場を設けることを、今回予算計上をしております。その中では、統括地域コーディネーターである程度全体像を見ていただくというのと、あと、東京都内でもやはりいろいろな動きがあります。統括コーディネーターの集まる研修というのも予算計上してございます。それを委員のお話のとおり、強化していきたいと思っております。

再就学につきましては、その時々のお悩みが深くて退学してしまった子供もおります。その子供たちには、就職しようとする、やはり高校卒業の資格があるのかどうか、実は重要なことでもあります。できれば学校は退学せず卒業してもらおう。それから、退学した子供には、できれば再就学の機会をつくる取組をやっていきたいと思っております。

【宮崎委員】 地域コーディネーターについて申し上げたいと思います。今回の報告の内容は、前回の総合教育会議で議論したことと、方向性を一にしておりまして、非常に御意見を頂いているというふうに思っております。総合教育会議のときにも、そういう意見はもちろん出ましたように、成功するかどうかの鍵を握っているのはやはり、地域コーディネーターの機能ではないかと、これはとても重要なところだと思います。最初に遠藤委員がおっしゃったような部分もあります。そこで、元校長先生というのは確かに人間的にも経済的にも豊かで、すばらしい方々がたくさんいらっしゃると思いますが、求められる能力と機能っていうのはだいぶ違うと思うのです。地域をコーディネートするというのは。ですから、改めてコーディネーターとしての、ある程度の心構えというか、そういうことが必要になる。それは精神論ではなくて、きちんとやったほうが良いかなというふうに思います。例えば、私の大学などはささやかながら、社会人向けの講座を設けまして、一定の課程を修了いたしますと、地域コーディネーターとしての認証を与えております。こういう取組を行うと役割機能というものがはっきりしますし、その認証を持っているかどうかということで、外から

の信頼性というのがまた変わってくると思います。プラス、地域と言うとき、これは都市計画論とかまちづくり論とかの中に出てくる地域というのは、やはり小学校の学区ぐらいでないと、私の地域という意識がなかなか持てないのです。全都、全部ということになると、都民というのは持てるかもしれませんが、そういう意味での社会貢献ということでは、そのぐらいの広さというのが心理学的にも、「私のまち」という意識を持てる広さだということなので、その辺りの配慮ということも必要になるかと思えます。この地域にはふさわしいけれども、違う地域にはもしかしたらあまり適合しないかもしれないというようなこともあるかもしれませんので、そういう認証制度をきちんと打ち立てるとというのが、今の御説明だと、学校ごとに適当にやるというような感じですが、それではちょっと足りないし、かえって行為が空回りするともったいないことになりますので、その辺は理論的に枠組みを作ったほうが良いということを、是非提案させていただきたいと思えます。

【地域教育支援部長】 コーディネーターのお話は、総合教育会議で各委員にいろいろお話しいただいた結果を、予算要求の素材にさせていただきました。コーディネーターについては、確かにコーディネーターの質が実はこの事業全体に問われているというお話は全くそのとおりだと思います。先ほどもお話ししましたとおり、まずは、地域コーディネーターにふさわしい、その学校にふさわしい人を採用するということが重要と考えます。一つですが、それ以外に、統括コーディネーターというのも今回創設できるように予算計上しておりますので、その統括コーディネーターの方々と連携して目配りをしていただき、良い制度にしていきたいと思っております。

【宮崎委員】 申し上げたのは、そのふさわしい人を選ぶ基準とか、外から見て、この人ならと思えるような、きちんとした資格というか、そういうことを是非考えてほしいということです。

【地域教育支援部長】 いずれにしても、いろいろ今後考えていきたいと思えます。

【宮崎委員】 はい、今後の課題にしてください。

【秋山委員】 第2章の「地域と学校の協働の在り方」というところで、「ダイバーシティ（多様性）があふれる地域コミュニティが形成」とあります。特別支援学校の子供たちというのは広域なので、なかなか地域と接していないので、是非この事業

の中にも、地域に住む障害の子供たちも視野に入れた活動などをお願いしたいと思えます。

【地域教育支援部長】 頂いた御意見を参考にさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

(2) 東京都中学校英語スピーキングテストについて

【教育長】 次に、報告事項(2)東京都中学校英語スピーキングテストについて、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 東京都中学校における英語スピーキングテストについて、今年度設置いたしました、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会における検討結果及び今後のスピーキングテスト(仮称)の事業の実施方針の策定について、報告資料(2)並びに報告書の冊子に基づいて御説明させていただきます。このことにつきましては、昨年11月8日の教育委員会におきまして、フィージビリティ調査の実施について報告をさせていただきました。

それでは、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会報告書の概要について説明いたします。報告資料(2)を御覧ください。ローマ数字は報告書の数字と対応しております。

まず、報告書第Ⅰ章においては、英語教育の方向性について、それから第Ⅱ章では、昨年度報告させていただきました、東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会からの提言の要旨について記載しております。今年度は改善検討委員会の提言を受け、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会を設置しております。そちらでの検討結果を第Ⅲ章、第Ⅳ章としてまとめております。今年度の検討の経過として、先ほど申し上げましたように、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置、それから昨年11月に報告させていただきました、スピーキングに係るフィージビリティ調査の実施についてまとめております。

第Ⅴ章では、英語「話すこと」の評価の概要をまとめております。本報告書の中心

となる部分となりますので、この部分について少し詳細に御説明させていただきます。

まず、全体の概要について御説明いたします。基本スキームは都が直接実施するのではなく、東京都教育委員会が監修し、民間の資格・検定試験実施団体が行う新たなスピーキングテストを活用して、中学生のスピーキング能力を把握するというところでございます。このテストの目的は、都立高等学校入学者選抜において、現在行っておりません「話すこと」の客観的な評価の導入、また、これと合わせまして結果を受験者本人及び中学校にフィードバックし、本人の今後の英語の向上、それから各中学校における指導の充実に役立てるということ。それから、高等学校においては、その結果に基づいて、生徒個々に合った使える英語を育成するための指導を充実させるというふうに考えております。

スピーキングテスト導入までのスケジュールですが、今年度中学校3年生の1,000人規模のフイージビリティ調査を実施しております。来年度2019年度に中学校3年生8,000人を対象としたいいわゆるプレテスト、それから2020年度に公立中学校第3学年全生徒を対象にした確認プレテストを実施し、2021年度からスピーキングテストを本格的に導入いたします。それに伴い、テスト結果を入学者選抜において、活用する予定でございます。

実施に当たっては東京都教育委員会が定めるスピーキングテストの要件の下、民間の資格・検定試験実施団体を企画提案等により公募選定し、協定等を締結してまいります。なお、受験にかかる費用については東京都が財政支援を行う予定でございます。

次に、試験実施団体に求めるテストの要件について御説明いたします。資料にございますとおり、「基本的事項」、「実施・運営に関すること」の二つの柱で構成しております。まず、「基本的事項」でございますが、中学校の学習の成果を測るため、学習指導要領に準拠した内容で出題する。それから、タブレット等端末に解答音声を録音する方法で実施する。毎年度11月第4土曜日から12月第2日曜日までの週休日又は祝日に実施する。受験回数は各受験者1回とする。会場は大学等の外部施設を基本とする。都内公立中学校第3学年の生徒の受験料は都が負担する予定でございます。

続きまして、「実施・運営に関すること」でございます。採点基準の設定、採点者の研修の実施、A I採点の導入の可能性についての研究。続きまして、スキルを有す

る試験監督者及び補助員の十分な配置。機器の整備・点検、トラブル対策。障害等のある受験者に対する特別措置の実施。個人情報の保護、受験に関する不正行為・情報流出への対応。基本的には中学校等の教員は関与しない。というようなことを設定しております。こうした要件に基づいて試験実施団体を選定する予定でございます。

次に、本事業における東京都教育委員会の役割でございますが、東京都教育委員会は、試験実施団体に求めるスピーキングテストの要件が満たされているかどうか確認するとともに、必要な財政支援を行う予定でございます。

今後の検討事項でございます。3点考えております。冊子を御覧いただけますでしょうか。冊子の19ページでございます。まず第一に、私立高等学校の活用でございます。都内公立中学校の第3学年全生徒がこのテストを受験することから、都内私立高等学校の入学者選抜においても、本テストの活用が図れるよう、引き続き情報提供を行っていく予定でございます。

次、第二でございます。他道府県との連携でございます。入学者選抜に英語「話すこと」の技能の評価を検討しているほかの道府県と、児童・生徒の英語力向上に向けた、本スピーキングテストの活用について情報交換を行うなど、連携を図ってまいります。また、受験者数の規模拡大による受験料の低廉化の可能性も探ってまいりたいと考えております。

第三に、英語力評価における4技能の統合についてです。スピーキングテストにおいては「話すこと」を評価しますが、今後「話すこと」だけでなく、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」と統合した英語力の評価の在り方について継続して検討を進めてまいりたいと考えております。

次に20ページを御覧ください。「話すこと」の指導の更なる充実に向けてスピーキングテストの導入と併せまして、生徒の英語力と教員の指導力の向上に向けた取組をこのページにまとめております。

まず来年度には、指導改善のための動画と、指導資料等を開発し、中学校に配布いたします。また、これまでも取り組んでおります、授業におけるパフォーマンステストの充実について、研修の更なる充実や教材の活用促進を図ってまいります。更に教員に対する研修や説明会、対象生徒、保護者への資料配布による説明と周知を行って

いく予定でございます。

最後に、民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施方針の策定について、説明いたします。実施方針の冊子を御覧いただければと思います。この実施方針は、検討委員会の検討結果を踏まえ、民間資格・検定試験を活用したスピーキングテストを実施するに当たり、東京都教育委員会としての実施方針を定めるものでございます。全体概要及び試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件、本事業に係る東京都教育委員会の役割については、先ほど説明した報告書の内容に準じております。

7ページを御覧いただけますでしょうか。事業者の募集等に係るスケジュールでございます。3月上旬に募集要項等を公表いたしまして、5月中旬に審査委員会、5月下旬に最優秀事業応募者の決定、6月上旬及び7月に協定の締結、それから10月以降に実施するプレテストに向けての準備を進めてまいります。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 日本の英語教育は、長年、この「話すこと」、スピーキングのところはやはり弱いというふうに言われていたので、このような形で能力を試験するということが一つの取組のきっかけになると思いますので、良いと思います。ただ一方で、話せないというのはなぜかといったら、やはり間違っただけではいけないという思いが日本人は強過ぎて、それでなかなか声に出せないということがあったので、試験をすることがきっかけになる。でも一方で、それこそ指導力ということになってくると思うのですが、話すことでコミュニケーションすることが目的であって、多少間違っても声に出すということの楽しさですとか、そういったところをしっかりと子供たちに伝えていくということは重々分かっているとは思いますが、子供たちあるいは先生自身も楽しむことが大事だと思うのです。先ほどの研修とかいう話になりますと、先生の方が緊張してしまっただけというふうになると、なかなか生徒に楽しさが伝わらないと思うので、難しいと思いますけれども、是非その辺りもよろしく願います。

【指導推進担当部長】 今回の大きな目的の一つといたしましては、やはり「話

す」ということの評価ということもございますが、最も大きなことは先生方の授業改善かと思います。今、委員が御指摘のとおり、やはり子供たちが楽しくコミュニケーションを取れる、そういった視点を大事にしながら授業改善を精力的に進めていきたいと考えております。

【北村委員】 今、御指摘のあった話とも関連するのですが、この報告書の中で、非常に大事な言葉でありながら、実は必ずしも明確に定義されていないなと思うのが、「使える英語力」という言葉だと思うのです。「使える英語力」というのが何回も出てくるのですが、多分そこに二つの要素が入っているように感じられます。一つは、今、山口委員も御指摘になられたような、間違いを恐れずに楽しくコミュニケーションできる、そういう力と、もう一つは正しく英語を話せる力、多分その両方の要素が大事だと思うのです。楽しく英語というものに親しんで自分を表現したりコミュニケーションを取ったりする、そういう意味では英語村等の体験も生かすのは、なかなか多くの子は年に1回行ったりする程度の体験になるわけですが、そこでの体験が普段の授業とうまく連動することで、楽しい場面をうまく作るということも大事です。英語村については、先行した韓国ではかなり批判もありましたけれども、その批判も踏まえた上で上手にカリキュラムの中に位置付けて、楽しく話せる機会をうまく作っていくということが大事だなと思います。

一方、正しく話すということもやはり大事だと思います。結局4技能の中で、読む力、書く力、この二つがまず基礎になって、その上できちんと正しく話せるようになるはずですので、そののところをもう少しこの「使える英語力」というものが何を意味するのかをきちんと定義付けて、それがまさに御説明いただいたような先生方の指導力の向上に最終的に、資するようなものになっていくことを期待したいと思います。よろしく願いいたします。

【指導推進担当部長】 正しく英語を使うということで、私どもも、まず基本的には例えば文法とか語彙、そういったことはきちんと理解することが大事かと思います。ただそれを更にどのように定着させていくかといったところに、4技能と関連させながらきちんと習得させる、定着させるということがまず大事かなと思っております。正しく英語を使えるということと、楽しくできるということも合わせながら、授業の

改善を進めていきたいと思っております。

【宮崎委員】 グローバル時代にこのような方向性というのは必要だと思いますので、是非良い形で進めていただきたいと思うのですが、一步間違えると、口先だけで口から先にペラペラ言えるのが高く評価されて、沈黙考型というのは評価されないとかですね。あるいは、例えば、外国人とか帰国子女とかは当然、ドメスティックに生きてきた子に比べれば上をいくわけですよ。そういうことが人間の評価にまでつながってしまうとか、そういうことがないように、多角的な評価基準というのはきちんと持っている、直情型の子もいれば、とつとつと話す子もいれば、いろいろいると思いますので、そういう良い側面をつぶしてしまわないように運営していただければと思います。

【教育長】 今回の御指摘、十分に踏まえさせていただきたいと思っております。

【遠藤委員】 私の本業で、実は、トビタテ！留学JAPANプログラムというものを運営しております。先週、高校生コースの留学報告会を開催いたしました。この子供たちを選ぶに当たっては、まさにスピーキングテストを重ね、その中でクリアした子供たちを選んで、実際にいろいろな国に留学させます。そのうち、優秀と思われる子10人の報告を聞いたのですけれども、10人が一様に言っていたことは、話すことというのはテストと全然違う。宮崎委員や北村委員が御指摘になりましたが、1週間何をしたらいいか分からなかったと。例えばインターンシップで旅行業者のところに入って、観光案内をしようと思ったけれども、何をしゃべっていいか分からない。原因は何かと、賢い子供たちですから、まず聞くこと、ヒアリング能力だと。スピーキングテストというのは、練習すれば上手にしゃべれるという側面があると思うのです。そうするとそれは一方的に話す、そのスピーキング能力をテストしても、実際にそれが宮崎委員の言うように役に立つ英語になるのかどうかということになると、コミュニケーションなわけですよ。ですから、私はこれを否定するつもりはないですし、是非やってほしいと思っているのですけれども、補足するものやっつけていかないと、このテストの意味というのは何なのか。例えば、ほかの学校受験の参考にするというと、これまた保護者は何を考えるかということ、スピーキングテストの結果が学校の受験にプラスになるかもしれないということになって、受験英語の繰り返しになっ

てしまうのではないかという心配を少々しました。ですから、これをやること自体は非常に良いのですが、これを補足する、本当に目的が正に役に立つ英語という、グローバル時代に生きる子供たちの能力を高めるということであるならば、これとそれから役に立つ英語のための「話すこと」、あるいは英語環境にどっぷり漬かる、ですから北村委員が言われたように英語村の更なる活用といったようなものが必要なのではないのでしょうか。これを私は否定するのではなく、これは是非やってほしいと思うのですけれども、これだけでは駄目だよということを申し上げたいです。

【教育長】 遠藤委員のおっしゃることは、正にそのとおりだと我々も思っております。そういう中で、TGG（TOKYO GLOBAL GATEWAY）の開業もあつたわけですが、そのほかに高校ではTEEP（東京イングリッシュ・エンパワメント・プロジェクト）とあって、誰が、いつ来ても、ネイティブの先生がそこにいて、いろいろな会話もできるし、いろいろなテーマをつくって、そこでのやりとりをするというような取組も始めていますし、今後更に国際交流を拡大していくということで考えております。海外の留学生の受入れも、「東京体験スクール」を始めておりますし、海外への修学旅行も更に積極的に進めていきたい。それから、姉妹校提携も更に拡大していきたい。そのようなことで、中学生のときのスピーキングテストがありますが、そこから先、高校生になると、そういった正に体験的なコミュニケーションの力を付けていくといった取組を、今後更に拡大していきたいと考えております。

【遠藤委員】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしければ、本件について報告として承りました。

（３） 「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について

【教育長】 次に、報告事項（３） 「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料（３） 「学校における働き方改革の成果と今後の展開」についてを、概要版で御報告いたします。学校における働き方改革

推進プランの策定から1年が経過いたしました。この間の取組状況や成果、今後の取組等について御報告をするものでございます。

まず、Ⅰの「これまでの取組状況及び成果」です。まず、1の都立学校の状況ですが、週当たりの平均在校時間は、教諭・副校長共に、昨年度と比較して減少しております。また、過労死ライン相当の割合についても同様となっております。特に、特別支援学校の教諭は大きく減少しております。今年度の取組といたしまして、長期休業期間中の学校閉庁日等の設定を先行的に実施したり、部活動指導員の導入を進めております。部活動指導員につきましては、休日等の対外試合の引率で教員の負担が軽減したとか、専門的な指導を受けたい生徒や保護者のニーズに応えられているといった声が寄せられております。

次に、都内公立小・中学校の状況ですが、週当たりの在校時間は、教諭・副校長共に昨年度より減少し、過労死ライン相当の割合につきましても減少しております。しかし、小・中学校ともに平均在校時間も過労死ライン相当の割合もまだまだ高い水準ということになっております。

今年度の取組といたしまして、教員の授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフの配置校は、教員一人につき週当たりで3.2時間ほどの在校時間の縮減が図られております。また、副校長を補佐する非常勤職員を配置する学校マネジメント強化モデル事業は昨年度12校でございましたけれども、小・中学校ともに在校時間が10時間前後で大きく減少しております。

それから、部活動指導員につきましても、顧問の負担の軽減が図られておりまして、顧問の平均指導時間は週当たりで2時間半程度減少しております。

2ページを御覧ください。3の区市町村における働き方改革の取組状況についてでございます。区市町村の取組方針や計画等の策定、いわゆる東京都のプランと同様のものを策定していただくようお願いしてきておりましたが、着実に進捗してきております。在校時間の把握状況は35地区でございますけれども、カードシステム等で客観的に把握しているところが、まだ14地区という状況になっております。

Ⅱの「今後の展開」でございますけれども、先ほど御説明させていただいた、例えば都立学校の学校閉庁日を来年度は原則5日以上設定していくといった取組のほか、

これは予算事項でも御説明させていただきましたけれども、副校長を補佐する人を高校に配置したり、スクール・サポート・スタッフを大幅に拡充したり、それから小・中・高共通でございますけれども、負担が大きい校務を担う教員に対する授業時数の軽減を図ったりといったことを進めてまいります。

それから、きめ細かく学校をサポートしていくための多角的新機関として新財団を設立していくということもさせていただきたいと思っております。

最後に2のところ、国のガイドラインを踏まえた今後の対応についてですが、先月、中央教育審議会から「働き方改革に関する総合的な方策について」答申され、文部科学省は「公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を通知しております。そのガイドラインでは、今般の労基法の改正等踏まえまして、教員の勤務時間の上限として臨時的な特例の事情がある場合を除いて、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないこと。それともう一点として、1年間の在校等時間総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないこと。これを目安とすることとしております。また、各教育委員会に対しまして、所管内の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとしております。都教育委員会といたしましても、今後出される予定の国からの詳細な考え方等を踏まえまして、都立学校に関する方針等の策定について、具体的に検討するとしております。

説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 まだまだとはいっても、少しずつ改善が見られているということは、成果として良いことだと思います。ただ、時間数は減っているのですけれども、教員の方々の実際の負担感自体を軽減しているのかどうか、時間が減っていても忙しさはあまり変わらない。それとあとは、閉めている間できないことを、実は違う時間に詰め込んでいるとか、そういったようなところも少し、もし何かあれば教えてください。

【教育政策担当部長】 今回プランを策定するに当たりまして、学校現場からも声を十分に伺いました。それから、今回こういう形でいろいろな施策で、例えば人材の

配置ですとか、そういうふうにしたときに時間の短縮だけでなく、やはり様々な声を伺っております。今後、良い活用をした取組をしっかりと発信した上で、それぞれの人がやはり負担感が減ったと感じてもらえるように、施策を展開していけるように今後も考えていきたいと思っております。

【教育長】 部分的にはスクール・サポート・スタッフ、1日当たり38分減っているとか、副校長の補助員も8時間、10時間減っているとか、部活動指導員も相応に減っているということで、個々の施策については負担軽減というのは確実に出てきているというふうに思うわけですが、問題はまだそれが一部の学校に限られているというのが、この平成30年度を取組の全体評価ということになるかと思うのです。やはりこれをいかに面的に早急に拡大するかということが今後の課題ということで、平成31年度に数量拡大はしますけど、更にそれもやっていくことが全ての教員の負担軽減につながるという道だと思っております。

【山口委員】 そのとおりだと思います。やはり教員もそうですし、一般の人たちもそうですけれども、実はやらなくてはいけないと思っていたことが、実はこういうふうにやってみても、そんなにこう大丈夫だったというようなことが多分あると思うのです。そういう意識改革といったところが、すごく重要になってくると思うので、この良い例をほかのところにも、ただ人を手当てするわけではなくて、意識のところでもこうやっても大丈夫とか、こういうことで変えられたというのを是非広めていただければと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

【北村委員】 今のお話と関連するのですけれども、やはり教師が担っている様々な業務の中で、メリハリつけて思い切って、やめるものはやめるとか、そういうことをしていかないと、この異常な勤務時間というのはなかなかドラスティックに減らないと思うのです。

先日、ある区の校長会で実施したアンケート調査の結果を拝見する機会があったのですけれども、かなりそれはその区の学校の先生方に意見を聞いた中で、先生方の中で教師としてやるべき業務でやれていること、やるべき業務だけれども、十分やれていないこと、それから、本来そんなにやるべきでもないはずだけれども、やらなくて

はいけないものということを一リストアップしていただく。かなり明確に、どういう業務がやるべきことでやっているか、あるいはやれていないか、それから、どういうことが本来やらなくてもいい、具体的に挙げるとあれかもしれないのですけれども、例えばやらなくて、本来は違うのではないかなと感じているのが、校門のところ立って生徒が来るのを見守る、もちろんこれはいろいろな考え方があって、生徒の様子をそこで見るのが大事だとかもあるのですけれども、そういうことを言い出すと今まで学校の中で先生方がやってきたこと、あるいは学校の内外でやってきたこと、どこも減らせなくなっていくので、多分そういうところで批判も生じる場面があるかもしれませんが、時には学校の声を踏まえながらですけれども、思い切ってこういうことはもう先生はやらない。その代わりに、やはり日本の学校の先生が一番足りていないのが、授業と授業に関わる勤務時間の短さですよね。

国際的に見ても、OECD諸国よりも十何時間、20時間近く長く働いているにもかかわらず、授業や授業に関連する時間というのはやはり、なかなか難しさがある中で、そこを確保しながら、やらなくていいことは何なのかというようなことを洗い出していくということも大事だと思います。なかなか簡単な話ではないですし、それができれば、どこの教育委員会もやっているのだと思うのですが、ただ、学校の声聞きながらどこかで思い切ってやっていかないと、なかなか改善につながらないのではないかと思います、あえて申し上げたいと思いました。

【教育政策担当部長】 委員のおっしゃるとおり、中央教育審議会の中の議論でも、やはりそういう業務の切り分けですとか、やめるべきところ、人に任せるべきところということで方向性が出されております。私どもとしてもやはりそういう点は、しっかりやめるべきものはやめるなど都教育委員会としても更に削減に努めていくというようなものもいたしますし、学校でいらっしゃる先生方は授業ですとか、子供に今でもしっかり向き合っていただいていますけれども、更にそういった、本来先生方に力を発揮していただきたい部分に力を投入できる、そういう形に行くようなことを支えていけるような模索も今後進めていきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

議 案

第10号議案

「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定について

【教育長】 次に、第10号議案「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定について、教育改革推進担当部長、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 それでは、第10号議案「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定について、御説明いたします。

昨年11月22日開催の第18回定例会において、「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）（案）の骨子」を御報告させていただきました。骨子公表後、パブリックコメントにより都民の皆様から広く御意見を募集し、前回1月31日開催の第2回定例会においてパブリックコメントによりお寄せいただいた御意見と、一般財団法人東京私立中学高等学校協会からの御意見を御報告させていただきました。本日はお寄せいただいた御意見等を踏まえながら策定いたしました計画案について御説明させていただきます。

計画案の本文はお手元にございます冊子となりますが、本日は概要版に基づいて、御説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。まず、新実施計画（第二次）の策定の背景でございます。都立高校改革推進計画は都民の期待に応えるため、都立高校が抱える課題の解決を図り、今後の展望を明らかにする総合的な計画でございます。10年間の長期計画である都立高校改革推進計画の下に、その実現に向けた具体的な実施計画を策定し、社会状況の変化等を踏まえた都立高校改革を推進しております。新実施計画（第二次）は、現在の長期計画の下では、最後の実施計画でございまして、平成31年度から平成33年度までの3年間を実施期間としております。

次に、今回の改革のポイントを御覧ください。こちら、今回の実施計画に基づく取組を通じて実現を図ろうとしている点をポイントとしてまとめたものとなります。

まずは、全ての都立高校に通ずるものとして、都立ならではのきめ細かい指導により、全ての生徒に基礎学力を確実に習得させるとともに、各学校が自らの強み・特色を踏まえた目指すべき姿を明確にし、その実現に向けて魅力化・活性化を推進していくこととしております。

また、これを踏まえた上で、具体的に魅力化・活性化を図るための方策として、三点挙げております。一つ目が、地の利を生かした専門的・実践的な学びの充実として、高大連携や産学連携の推進を積極的に進め、進学やその後の社会・職業との接続の実現を図る。二つ目が、国際都市の特性を発揮した学びの場の創出として、全ての学校で国際交流を推進するとともに、グローバルな教育環境を整備していく。三つ目が、情報技術の革新に対応した新しい学びの実現として、情報技術を理解し、使いこなす能力を育成するとともに、個々の生徒に応じた最適化された学びを実現していく。これら三点を改革のポイントとしております。

2ページを御覧ください。このページでは計画の目的と目標、主な取組の方向を記載しております。本日はその中で骨子公表後、新たに加えたものや内容を充実させたものを中心に御説明させていただきます。

まず、目標Ⅰの「社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成」では、上から三番目にございます、「進路多様校における進学希望を実現するための学習支援の充実」として、進路多様校の中から「進学アシスト校」を指定し、大学進学へのニーズに応えるため、放課後や土曜日等に外部人材を活用した受験指導を行うとともに、それにより得られた知見を活用して、大学進学に対応した教員の指導力の向上を図ります。

「高大連携の推進」では、大学が有する教育力、研究力を生かして高校教育の充実を図り、個々の生徒の興味関心等に応じて、専門的な学びに触れる機会を提供するとともに、その学びを大学等における学びとの円滑な接続を目指す高大連携を推進してまいります。首都大学東京、東京農工大学、東京学芸大学に加えて、新たに東京外国語大学と電気通信大学との間でも連携を行うこととし、今後具体的な取組について検討してまいります。

右側、「グローバル人材の育成」では、東京や日本の未来を担い、リードしていく

人材を育成するため、「使える英語力の育成」、「豊かな国際感覚の醸成」、「日本人としての自覚と誇りの^{かんよう}涵養」を取組の柱とするとともに、持続可能な社会づくりに向けた教育を推進してまいります。

その下の「オリンピック・パラリンピック教育の推進」においては、ボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚の三つの資質を重点的に育成するとともに、東京2020大会開催後のレガシー構築に向け、各校においてSDGsと関連付ける取組や都の実施する「文化プログラム」の活用等により、鑑賞・体験等を通じて、生徒が芸術や文化に触れる機会を設けるなど、学校の特色化に結び付く教育活動を展開いたします。

3ページを御覧ください。目標Ⅱの左側の「専門高校の改善」では、農業系高校において、東京の農業を支える人材を育成するため、GAPの取組に加えて、パブリックコメントで寄せられた御意見にもございましたが、農業や食品関係の企業と連携し、学習内容の充実を図ってまいります。

工業高校については、将来のIT人材の育成に向けて、情報システム系の学科を有する町田工業高校において、IT関連企業や専門学校等と連携して新たな教育プログラムを開発する取組を進めてまいります。

右側を御覧ください。「中高一貫教育校の改善」の「併設型中高一貫教育校の改善」では、高校段階からの生徒募集を停止するとともに、中学校段階での生徒募集の規模を拡大いたします。4ページを御覧ください。学科の改編等の(2)その他において、骨子段階では実施時期を未定としておりましたが、今回実施時期を明らかにいたしました。高校進学時の進路選択への影響を緩和するため、5校ございます併設型中高一貫教育校において、一斉に実施するのではなく、高校の志望倍率や地域バランスを考慮して2段階に分けて実施することといたしました。具体的には、富士高校・附属中学校と武蔵高校・附属中学校については、平成33年度に入学する生徒から、両国高校・附属中学校と大泉高校・附属中学校については、平成34年度に入学する生徒から高校からの募集を停止し、附属中学校の募集規模を拡大いたします。また、白鷗高校・附属中学校につきましては、施設整備の状況を踏まえた上で、実施時期を決定してまいります。

お手元にございます本文冊子の72ページを御覧ください。中高一貫教育校の改善の「取組の方向」「(1) 中高一貫教育校の改善」のところ、中学校段階の入学者決定の在り方につきましては、昨年6月に公表いたしました都立中高一貫教育校検証委員会報告書の中で、平成32年度からの小学校における新学習指導要領の全面実施を踏まえた将来的な検討の必要性が指摘されております。そのため、中学校段階の入学者決定の方法や内容についての改善を今後検討してまいります。

概要版の3ページを御覧ください。上段右側下の所で、「島しょ高校の改善」につきましては、パブリックコメントの御意見にもございましたが、島しょ高校に内在する地理的な制約を克服するため、インターネット接続環境を整備した上で情報端末の配備を充実し、学校や家庭を通じた効果的な学習を支援してまいります。あわせてweb会議システム等の活用により、島外の高校との交流、大学や企業との連携等促進できる環境を整備してまいります。

目標Ⅲを御覧ください。目標Ⅲについては、目標Ⅰや目標Ⅱを実施する基盤となる教育諸条件に関するものであることから、前回報告の際に御指摘いただいた点を踏まえ、内容を充実させております。「学校における働き方改革の推進」につきましては、先ほどの報告にありましたように、教員の負担軽減に向けた取組を一層進め、教員一人一人の心身の健康の保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備し、教育の質の維持・向上を図ってまいります。

「安全で環境に優しい施設整備」では、生徒の安全・安心の確保と、良好な教育環境を実現するため、ブロック塀等の安全対策工事を速やかに進めるとともに、体育館等への空調の設置については可能な学校から順次工事を行い、原則として平成31年度から3年間で全ての体育館への設置を目指してまいります。

「就学機会の適正な確保」では、今後更に外国人人口が増加し、それに伴い在京外国人生徒の増加が見込まれることから、在京外国人生徒等に係る適切な募集規模を検討するとともに、学校生活を送る上で必要な日本語を効果的に習得できるよう、指導体制の構築を図ってまいります。

「社会の変化に対応する入学者選抜の改善」では、先ほどの報告事項にございましたが、入学者選抜において、英語「話すこと」の評価導入に向けた検討と準備を進め

てまいります。

最後に、「課題を抱える生徒等の自立に向けた支援の充実」では、こちらも先ほどの報告にありましたとおり、NPOと連携して不登校をはじめとする様々な課題を抱える生徒に対しても、よりどころとなる居場所を提供するとともに、学習支援や進路相談など、個々の生徒に応じたきめ細かい支援を行い、社会的・職業的な自立を促進してまいります。

続きまして、参考資料を御覧ください。こちらは、前回の定例会において御報告いたしました、パブリックコメント等に寄せられました骨子に対する主な御意見と、その御意見に対する都教育委員会の考え方を記載しております。2ページ以降でお寄せいただいた主な御意見に対して、都教育委員会の考え方を示しております。パブリックコメントで寄せられた御意見につきましては、計画案の策定に際して、参考とさせていただきます。第10号議案についての説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【山口委員】 とてもよくまとまっていると思います。一点だけ、もし少し付け加えることができるのであればお願いしたいと思うのですが、オリンピック・パラリンピック教育の推進のところで、この三つの大きな軸というのはよろしいと思うのですが、ただ一方で、やはりオリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典ではありますが、そういった意味ではやはり挑戦する気持ちとか、あるいは困難に向き合ったときにそれを乗り越える力とか、スポーツイベントのオリンピック・パラリンピックというところの記載があまりないというか。別にスポーツをしろということではなくて、選手たちがやることを見て、やはり自分もこんなふうに頑張ろうという、その部分がすごく大事なところだと思うのです。ですから、障害者理解だとか、ボランティアマインドだ、それは多分違うイベントでも同じことが言えるので、オリンピック・パラリンピックのアスリートたちは世界最高峰のというところの記述が一行でもあると、オリンピック・パラリンピックというところが際立つと思いますので、もしできればお願いします。

【教育改革推進担当部長】 東京で開催されるオリンピック・パラリンピックでご

ございますので、生徒の観戦についての取組も進めているので、そういうところで生徒たちは十分感じてもらえるかと思っております。

【教育長】 議案でございますので、議決をするかどうかというところなのですが、今のお話を頂いて、教育長一任ということで扱わせていただいて、この後議決という運びでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本案につきまして、先ほどの件は留保させていただきまして、原案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(4) 北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置候補地について

【教育長】 次に、報告事項（4）北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置候補地について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 報告事項（4）北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置候補地につきまして御説明申し上げます。

報告資料（4）を御覧ください。まず、1、北多摩地区特別支援学校（仮称）についてでございます。本校は平成29年2月に策定いたしました、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画におきまして、北多摩地区の知的障害特別支援学校の在籍者数の更なる増加に対応するため、同地区の都有地に設置することとしております。障害種別は知的障害教育部門でございます、設置学部は小学部・中学部・高等部（普通科及び職能開発科）を予定しております。小学部・中学部・高等部普通科の通学区域につきましては、今後、児童・生徒数の在籍者数の推移を踏まえまして設定してまいります、羽村特別支援学校及び近隣の特別支援学校の一部を想定しております。なお、平成29年2月の計画策定の時点では、設置場所について調整が終わっておりませんでしたので、設置場所、年次計画ともに調整中として記載してお

ります。

続きまして、羽村特別支援学校の現状でございますが、在籍者数の増加が顕著でございます。今年度の在籍者数は436人でございます。特殊教育から特別支援教育に転換する直前の平成18年度の同校の在籍者数は248人でしたので、12年間で約1.7倍の増加となっている現状がございます。このようなことから、羽村特別支援学校では近年、普通教室が不足いたしておりまして、今年度は建築教室数50教室のところ、学級数が77学級となっていることから、不足している教室につきましては、特別教室からの転用や、間仕切りした普通教室で対応している現状がございます。

また、羽村特別支援学校は、6市2町にわたる広い範囲を通学域といたしておりますことから、学校から遠距離の児童・生徒のスクールバス乗車時間は長時間になりがちな状況でございます。表を御覧いただきたいのですが、都内全ての知的障害特別支援学校のスクールバスを利用している児童・生徒のうち、乗車時間を60分を超過する児童・生徒の割合が4%であるのに対しまして、羽村特別支援学校の通学区域となっております、東大和市在住の児童・生徒の60分超過割合は、4倍以上に当たります、約18%となっております。このようなことから、都教育委員会といたしましては、北多摩地区における教育環境の充実のために、北多摩地区における知的障害特別支援学校の設置に向けて、地元自治体との調整を重ねてまいりましたが、このたび、地元自治体との調整が一定程度進み、設置場所の候補地を公表させていただき準備が整いました。

3、設置候補地について、場所でございますが、東大和市の南東に位置いたします、東大和市向原でございます。敷地面積は約18,000平方メートルでございます。最寄り駅は西武拝島線の東大和市駅で、駅から直線距離で約800メートル、徒歩で約12分のところに位置いたしております。当該土地の周辺環境ですが、都営住宅、戸建て住宅に囲まれているなど、比較的落ち着いた環境が広がっておりまして、道路付けも良く、恵まれた立地だと考えております。

最後に4、今後の進め方でございます。まず、(1)説明会の開催ですが、本日の設置候補地の公表を踏まえまして、地域住民の皆様には特別支援学校の必要性や特別支援学校設置による地域へのメリットなどにつきまして、説明会を実施してまいります。

現在、東大和市と開催日及び開催場所について調整いたしておりますが、平成30年度内を目途に市内で実施する予定でございます。次に（２）特別支援学校設置に係る市との合意でございます。これまでも地元市である東大和市とは特別支援学校設置に向けた協議を進めてまいりましたが、引き続きこの協議を進め、特別支援学校の設置について合意形成を図ってまいります。最後に（３）北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置計画の公表でございますが、住民説明会の状況や東大和市との協議等を踏まえ、市と特別支援学校設置について合意いたしました後、学校設置に係る整備スケジュールを策定いたしまして、開校予定年度などについて、改めてこの場で報告させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 現状を踏まえると、新しい特別支援学校が必要だと思っておりますので、是非スムーズに開校へと進んでいただきたいと思います。地図を見ると、近くに小学校があったりしますので、是非近隣の学校との交流等も積極的にやっていただきたいと思います。

【特別支援教育推進担当部長】 住民説明会におきましても、こちらに特別支援学校を設置するメリットの大きな一つといたしまして、近隣の小学校・中学校との交流といった点も強調してまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

（１）教育委員会定例会の開催

2月21日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、前回御報告いたしましたように、日程等の都合によりまして、2月28日ではなく、来週の木曜日21日の午前10時から、開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、次回の教育委員会は、2月21日午前10時からとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

そのほか何かこの際ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時7分)